

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での本市の主な取組

(1) 要援護者対策（本市行動計画の第3部第6章「まん延防止」、第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」対策項目等に盛り込む）

新型コロナの影響により、孤独・孤立化した方、また生活に支障を来すおそれがある方等に対して、対象に合わせた支援を実施。

取組例	行動計画への反映(案)
<p>生活困窮者からの相談の増加に的確に対応するための相談支援体制を確保し、離職された方への就労支援等を実施</p> <p>また、緊急小口資金貸付や総合支援資金特例貸付など、京都市社会福祉協議会と連携した生活支援を実施</p>	<p>市民生活及び社会経済活動への影響に対し、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意し、必要な施策を講じる</p>
<p>雇用調整助成金の対象外である就労支援B型事業所等が、新型コロナの影響で生産活動収入が減少し、工賃の支払いが困難な場合に工賃相当を助成</p> <p>また生産活動再開に向けた必要経費を助成</p>	<p>事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講じる</p>

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での本市の主な取組

取組例	行動計画への反映(案)
<p>医療機関や団体、保育園・認定こども園・幼稚園等、学童クラブ、障害児者入所施設、高齢者福祉施設に対してマスクを配布</p> <p>子育て支援施設に対して、本市で消毒液やマスク等を購入して配布</p> <p>また、各施設で購入した感染防止用の備品等購入費に対して補助金を支給</p>	<p>事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講じる【再掲】</p>
<p>自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょうこころ ほっとでんわ」の対応時間を拡充</p> <p>また、専門的な悩みを持つ市民には弁護士や産業カウンセラー等の適切な専門相談窓口につなぐ体制を確保</p>	<p>まん延防止措置等により生じうる市民の心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる</p>

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での主な課題

(1) 要援護者対策（本市行動計画の第3部第6章「まん延防止」、第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」対策項目等に盛り込む）

課題	行動計画への反映(案)
<p>要援護者のうち、特に自宅で生活されており家族が同居ではない方※は、感染症発生時に孤立化してしまい、情報や支援等が届かないおそれがある</p> <p>そうした方に正確な情報や適切な支援等が届ける手段が必要</p>	<p>高齢者、障害のある方等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）や搬送等の対応を行う</p>
<p>新型コロナのような長期に及ぶ感染症対応の場合は、多くの支援策が企画されることとなるため、結果的に一人一人に合致した支援策を要援護者側で選択しにくくなるおそれがある</p> <p>そうした場合に適切な支援策を案内する相談窓口が必要</p>	<p>実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る</p>

※ 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」における要配慮者の定義は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での本市の主な取組

(2) 施設内感染制御（本市行動計画の第3部第6章「まん延防止」、第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」対策項目等に盛り込む）

高齢者や乳幼児、障害のある方など感染症の重症化リスクが高いと考えられる方が入所・通所している施設において、クラスター発生を予防するための取組を実施。

取組例	行動計画への反映(案)
<p>地域の医師会や医療機関と連携し、高齢者施設等新型コロナ医療コーディネートチームを市内8か所に設置、高齢者施設等の医療提供体制を拡充</p>	<p>府や医師会等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する</p>
<p>介護施設・障害者施設内で感染が発生した場合等の消毒や多床室の個室化、簡易陰圧装置等の購入等に係る経費を助成</p> <p>介護施設・障害者施設でのWi-Fi環境の整備助成を行い、オンライン面会等の環境整備を支援</p>	<p>事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講じる【再掲】</p>

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での本市の主な取組

取組例	行動計画への反映(案)
<p>高齢者施設等職員に対する研修指導、新規入所者の入所前の啓発、新規入所者のPCR検査を包括的に実施する「高齢者施設検疫モデル」を実施(京都大学医学部附属病院、京都市老人福祉施設協議会等と連携)</p> <p>保育園や高齢者施設等への簡易抗原検査キットの配布(厚生労働省による事業、本市は令和3年8月から高齢者施設等に、10月から保育園等に配布)</p> <p>保育園等で新型コロナ陽性者が発生した場合の対応等を示したフロー図を作成し、対応マニュアルと併せて各施設等に配布(京都市保育園連盟と協働)</p>	<p>府や医師会等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する【再掲】</p>

「要援護者対策、施設内感染制御」のコロナ禍での主な課題

(2) 施設内感染制御（本市行動計画の第3部第6章「まん延防止」、第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」対策項目等に盛り込む）

課題	行動計画への反映(案)
<p>高齢者・障害者施設や医療機関など、感染症の重症化リスクが高いと考えられる方が多く入所している施設では、関係機関と連携して平時から感染対策に努めておくことが必要</p> <p>また、クラスターの発生予防として有事の際は現地指導を行うことも有効と考えられるため、体制を整えておくことが必要</p>	<p>高齢者・障害者施設や医療機関等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる方が多く入所等している施設等において、平時から基本的な感染対策を行うこと等への理解促進を図る</p>
<p>教育機関等における平時からの感染予防の啓発が必要</p>	<p>平時からまん延防止対策への理解促進を図るため、教育機関等に対して、保健センターや学内広報による事前の啓発を行うよう要請する</p>